

平成十八年十一月二十九日提出
質問第一一九三号

一八五四年の琉米修好条約に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

一八五四年の琉米修好条約に関する質問主意書

一 外交文書の定義如何。

二 外交史料館にはどのような文書が保管されているか。

三 二〇〇六年十一月二十四日付内閣答弁書（内閣衆質一六五第一五八号）において、一八五四年に琉球王国とアメリカ合衆国の間で締結された琉米修好条約の原本が外交史料館に保管されているとの事実が明らかになったが、同条約が外交史料館に保管されるようになった経緯を明らかにされたい。

四 琉米修好条約の全文を明らかにされた上で、同条約が国際法的にいかなる性質を持つか、政府の見解を明らかにされたい。

五 琉球王国は国際法の主体としての国家の要件を備えていたか。

右質問する。